

第1回靈感商法等の悪質商法への対策検討会議事録

消費者庁消費者政策課

第1回靈感商法等の悪質商法への対策検討会

1. 日 時：令和4年8月29日（月）17時30分～18時45分

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題

- ・ 検討会の運営について
- ・ 靈感商法（開運商法）に関する消費生活相談について

4. 出席者（五十音順、敬称略）

- ・ 河上 正二 東京大学名誉教授、青山学院大学客員教授
- ・ 菅野 志桜里 弁護士（一般社団法人国際人道プラットフォーム代表理事）
- ・ 紀藤 正樹 弁護士（リンク総合法律事務所所長）
- ・ 田浦 道子 消費生活相談員（相模原市消費生活総合センター）
- ・ 西田 公昭 立正大学教授
- ・ 宮下 修一 中央大学教授
- ・ 山田 昭典 独立行政法人国民生活センター理事長
- ・ 芳野 直子 日本弁護士連合会副会長

○尾原課長 それでは、定刻でございますので、第1回「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」を開催いたします。

本日は、委員の先生方とオンラインでおつながりして開催いたします。

本検討会の座長については、河上先生にお願いしております。

河上座長、よろしくお願いいたします。

○河上座長 本検討会の座長に指名されました、河上でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、御多忙のところ、また、タイトな日程にもかかわらず、各委員に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、冒頭に、河野太郎消費者及び食品安全担当大臣から御挨拶を頂戴したいと思っております。

河野大臣、よろしくお願いいたします。

○河野大臣 河野太郎でございます。

委員の皆様におかれましては、非常に短期間で、この会合の開催を決定し、また、御出席のお願いをすることになりましたが、座長、委員の皆様、おそろいで御参加いただきまして、感謝を申し上げたいと思っております。

政府全体としては法務大臣が主催する連絡会議がございますが、それとは別に消費者庁としても靈感商法等に対する消費者庁のこれまでの対応がどうだったのかというところはしっかりと振り返っていきたく思います。靈感商法が法律に記載されてからどうだったのか、あるいは、その後、靈感商法から少し寄附のようなものに移り始めたという話もございますが、そのような際に消費者庁としてしっかりとそのフォローや対応ができていたのかどうか、その辺りをしっかりと検証していただくと同時に、被害をどうやって未然に防止するのか、被害をどのように救済していくのか、あるいは、事業者にどのように対応していったらいいのか、靈感商法、靈感商法から移ってきたもの、こういうものについて、皆様に積極的に御議論いただきたいと思いますと思っております。

靈感商法は物品の販売でございますが、寄附の問題も指摘されてきているところでございますので、消費者契約法のみならず特定商取引法といった消費者庁が所管する法令の中でどのような対応ができるのか、遠慮なく御議論をいただきたいと思いますし、場合によっては、消費者庁の担当の枠を超え、その場合には消費者庁で対応するというよりは政府に対して提言をすることになろうかと思っておりますが、境界を定めずに御自由に御議論いただきたいと思いますと思っております。

なるべくスピード感を持って対応するようにという総理からの御指示もございますので、座長、委員の皆様には、これからかなり頻繁にお集まりいただいて御議論いただくこと

になるかと思えます。いろいろとお忙しい中、御迷惑をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思えます。

闊達な議論に期待していきたいと思えます。よろしくお願いします。

○河上座長 大臣、どうもありがとうございました。

続きまして、本日の会議の資料確認及び資料２の運営要領案について、事務局から説明をお願いいたします。

○尾原課長 本日御用意しました資料について、確認をお願いいたします。

資料１～７及び紀藤委員提出資料でございますが、もし手元に届いていないことなどがございましたら、挙手をお願いいたします。大丈夫でしょうか。

さらに、資料２を御覧ください。運営要領の御確認をお願いいたします。

河上先生、お願いいたします。

○河上座長 資料２の運営要領案について、お諮りしたいと思います。

運営要領を検討会として決定するということについて、御異議はございませんでしょうか。

御異議はないようですので、案のとおり、決定いたします。

そこで、運営要領に基づきまして、座長として座長代理を指名できることになっておりまして、私としては、宮下修一教授を指名したいと思います。

宮下さん、よろしくお願いいたします。

次に、資料３の今後の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

○尾原課長 資料３でございます。

当面のスケジュールとしまして、第５回までは資料３の今映している画面の議題を考えておりますが、それ以降は、本検討会での議論を踏まえて、座長、委員の先生方と御相談したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○河上座長 今回は第１回ということでもありまして、自己紹介や各委員の皆様の問題意識などについて、忌憚のない御発言をいただければと考えております。

私から指名させていただきますので、マイクをオンにして、それぞれ３分までを目安として御発言いただきたいと思います。御発言が終わりましたら、マイクをオフにしてくださいようをお願いいたします。

各委員から、お願いいたします。名簿の順番でよろしいでしょうか。

最初に、菅野志桜里委員、お願いいたします。

○菅野委員 ありがとうございます。菅野志桜里です。

最初ですので、３分をできるだけ守るようにしたいと思います。

私は、2018年の消費者契約法の改正議論の時に法務委員会の委員として議論に参加しました。その時に、一部の靈感商法を狭く取消しの対象とするだけでは被害者を守り切れないのではないかという問題意識は既に共有されていて、無知や脆弱性に付け込んで相手被害するという包括的な類型を作って取り消せるようにするべきだという意見がたくさん出

ていたと思うのですが、果たせなかったということ、今、思い出しています。解決策があるのに実現しないという状況を、この検討会も含めて社会で変えるべき時だと思っています。

私からは、せっかくの機会ですので、3点、短く問題意識をお伝えします。

まず、第1に、この検討会が良いことは、ユーチューブで同時配信されて社会に開かれているということだと思います。この検討会で、例えば、政教分離や信教の自由という概念を正しく理解して、そういう言葉を安易に宗教団体の違法行為の抜け道に使わせないということを発信することはすごく大事ななことかと思っています。政教分離というと、特定の宗教と政治の関わりを禁止するものでありますけれども、違法行為に踏み込んだ宗教を政治的に免罪する理由になるわけではないということをみんなで共有してしっかり認識し、あるいは、団体側の信教の自由ばかりをクローズアップして個人の人生や権利が奪われる構造を放置することは、憲法上の人権の、本末転倒だよねということをしっかり伝える、良い機会だと思います。

第2に、今ある法制度の運用改善だけではなくて、必要な法改正の提起にまで是非踏み込めればと思っています。フランスの反カルト法という話が出るのですが、人の無知や脆弱性を殊更に利用して害を与える行為を許さないんだというルールについて、効果をどのように日本の社会にマッチさせるかという議論もあり得るのだと思います。フランスのように刑事罰にして刑務所行きということは、なかなかそぐわない、躊躇するということもまた真っ当な感覚なので、こういうルール破りについて、消費者契約法の取消しの対象にするとか、大臣からも言及のあった特定商取引法の行為類型に入れ込むとか、あるいは、特定の宗教法人がこうしたルール違反を繰り返す時には、質問権や報告徴収権や、場合によっては事業停止や解散命令請求と紐付けていくというルートも考えられると思います。

最後に、射程を小さくまとめず、所管というハードルを越えて、所管外からでも所管の役所にどんどん玉出しをしていけるような会になることを期待しますし、微力ながら私も努力したいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○河上座長 ありがとうございます。

続きまして、紀藤正樹委員、お願いいたします。

○紀藤委員 今後とも、よろしくお願いします。

大臣におかれましても、今も参加されていますけれども、是非聞いていただいて、この問題を広く官邸に伝えていただければと思っています。

私も3つぐらいお話をしたいと思うのですが、大臣が被害をいかに未然防止するのかということ、最初に言っておられたと思うのですよね。我々が消費者問題だけではなくていろいろな被害を扱っていると、犯罪被害も含めて、未然防止が最も重要な被害防止策なのです。結局、未然防止ができれば被害はないわけですから、これが最も重要だと私は思っていて、消費者庁が今までできなかったことは検証しないといけないので

はないかと思っています。1つには、靈感商法の啓発や消費者教育といったものが十分であったのかなかったのかということはとても重要なことだと思っています。宗教に関わるといきなり靈感商法のことを説明しにくくなるという学校教育の在り方もその中で問われないといけないと思いますし、消費生活センターや国民生活センターもこの靈感商法の啓発が十分であったかなかったかということは考えないといけないと思っています。

2番目に、消費者庁でできることとできないことがあります、できるだけ先例に捉われずに、消費者庁でできることはできるだけいろいろと多角的な検討をしていただきたいのです。例えば、消費者委員会では、今、会社法の解散命令ができるかできないかという議論をしているんですね。悪徳商法の会社には会社としての悪徳企業がありますから、そういうものに解散命令ができるかどうかを議論することは、同じように宗教法人の解散命令も消費者問題として議論の余地があるのです。ここは、今までの先例に捉われずに、消費者庁が解散命令を主導できるぐらいの情報の収集の在り方や法務省との交渉の在り方は、パイプも含めて、改めて検討しないといけないと思っています。

今の点ですけれども、消費者庁がどうしてもできないということであれば、3点目は、結局、関係省庁連絡会議が既につくられていますので、そのメンバーを通じて働きかけていくことはとても重要だと思っています。その中で、今回、こういった形でインターネットにライブ中継されていますので、この議論が、外から中からは別として、省庁連絡会議にきちんと消費者庁の次長を通じて伝わって、連絡会議で話し合われると。私は、毎回言っていますけれども、厚生労働省、外務省、文科省と全部相談窓口を持っているわけですよ。連絡会議で、その3つがそもそも入っていないことが問題であるし、地方自治体にも相談窓口がありますから、総務省も入れるべきなのですね。オウム真理教の事件が起きた時の省庁連絡会議にはこのメンバーはみんな入っているんですね。それを考えると、省庁連絡会議のメンバーも増やすことが必要です。いずれにせよ、そういった形で、ここで行われた議論を各省庁で持ち寄ってもらって、各省庁でできることはそこでやっていただきたいと思いますし、それが難しいということであれば、省庁の枠組みを超えた内閣総理大臣直結の特命担当大臣でも置いてもらって、この問題全体を解決していただきたいと思います。

いろいろと多角的な意見を言うかと思いますが、それは御容赦いただいて、今後ともよろしくお願ひしたいと思っています。

○河上座長 どうもありがとうございました。

続きまして、田浦道子委員、お願いいたします。

○田浦委員 ありがとうございます。田浦道子と申します。

私は、相模原市消費生活総合センターで、相談員として、日々電話や来所で相談を受けて、助言や情報提供、必要に応じてあっせん等を行っています。受け付けた相談はPIO-NETというシステムに記録を残しています。10代から90代と幅広い世代の方から御相談が寄せられておりまして、高齢者支援センターと連携して対応することもございます。相談内容は、

例えば、健康食品、電気、お洋服、不動産、リフォーム工事、通信サービス、副業など様々で、各分野の法改正もあり、スキルアップが欠かせませんが、とてもやりがいを感じています。

靈感商法（開運商法）の相談としては、最近は占いサイトに関する相談がありますが、件数としてはさほど多くはありません。相手方事業者を信用して冷静な判断ができなくなっている当事者に代わって、周囲の方から御相談が寄せられることもございます。

私が実際に対応した事案として一例を申し上げますと、御家族が、占いサイトに登録後、お金の運勢ですかね、金運を上げると言われ、メール送信のためにポイントを購入し、預金を使ってしまったという御相談がありました。国民生活センターの発表情報、本日の資料5－1などを情報提供しまして、当事者の方からの相談を促しました。その後、当事者から御相談が入りまして、鑑定士を名乗る人たちからメールが届き、宝くじの高額当選に導くと言われてメール送信を繰り返し、返信しないと催促のメールが次々に届いてやめられず、預金やクレジットカードで支払い続けたが、高額当選にたどり着けなかった、返金してほしいとの御希望でした。あっせん交渉の結果、支払金の一部が返金されましたけれども、事案によっては法律相談や警察を案内することもございます。

このような消費者トラブルの未然防止や解決のために、トラブル情報を伝えること、消費生活センターの存在を知っていただくことが課題として挙げられます。そういう意味では、個別の注意喚起を行うとともに、幅広い世代への消費者教育がとても重要とおります。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

続きまして、西田公昭委員、お願いいたします。

○西田委員 はじめまして、立正大学心理学部の西田と申します。

専門は、社会心理学です。約30年間、いわゆるマインドコントロールの被害者心理についての研究をしてまいりました。

私は、特に、この靈感商法のみならず、様々な悪質商法の被害心理やハラスメントや虐待や殺傷事件などの背景になる集団心理などにも関わってきておりまして、この統一教会やオウム真理教などの裁判でも鑑定書を提出しましたし、法廷証人として何度も召喚されてきました。また、2021年の消費者契約の検討会メンバーでもありましたので、心理学者ではありますけれども、取りあえず、多少法律的なところも関わってきている次第です。

日本脱カルト協会というところの代表理事もやっております。この団体は、1995年、オウム真理教の事件のときに結成されまして、カルトの予防、カルトの被害に遭われている方々やその家族のカウンセリング、元信者さんの社会復帰の支援などといったことをやっている任意団体であります。そういった経緯で、今回、こちらの会に呼ばれたのだらうと思っているのですけれども、なぜこういう現象が起きて続いているのかということ、心理学者の視点から、つまり、信者の心理を分析してきたことから、御意見を申し上げて、

被害対策に貢献することができれば幸いと思っております。

特に、オカルト的な思想、スピリチュアルな健康といった問題は、先ほど紀藤先生も言ったように、厚労省の問題もあるし、田浦先生がおっしゃられた消費者教育の充実という点も非常に大事でありまして、とにかく前もって予防的にオカルト的な脅され方によって被害に遭う可能性をちゃんと教育しておくことによって、かなり未然に防げることはあるだろうと思いますし、意見書を書かせていただいた経緯の中でも、かなり高等教育を受けていらっしゃる方でも、こういういわゆる目に見えない恐怖、特に先祖の怨念などということと言われますと、日本人は大変弱いということが分かっておりますので、こういった視点を取り入れて対策を考えていかなければならないのではないかと考えている次第です。

どうぞよろしくお願いいたします。

○河上座長 どうもありがとうございました。

続きまして、宮下修一委員、お願いいたします。

○宮下座長代理 中央大学法科大学院の宮下でございます。

私は、民法が主な専門でございますが、最初の研究テーマが消費者契約等の契約締結段階の情報提供義務を取り扱った関係で、消費者法一般に研究領域を広げております。消費者庁では、2014年に消費者契約法の運用状況に関する検討会で委員を務めさせていただきましたが、今回は座長代理という大変重い役職を河上座長から御指名いただきましたので、座長を支えながら、できるだけ前向きな形で意見の取りまとめの手伝いをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私自身は、2つの問題意識を持っております。

1つは、まず、靈感商法あるいは宗教関係のトラブルに関わる、それ自体の問題ということでございます。正に今回の直接の契機になっているわけでございますけれども、こうした問題は、最初に、いろいろな勧誘というか、そういう目的を秘匿して、人間関係の中で近づいてきて、いつの間にか物を買わされるあるいは献金をさせられるといったことが大きな問題なのではないかと思います。私は、静岡に住んでおりまして、しずおか消費者ユニオンという適格消費者団体を目指す団体に関わっております。こういった団体の消費生活相談員などの皆さんにお聞きしても、在宅で一人暮らしの高齢者の方がそういったことで狙われるとか、高齢者の方が相談に来て、買ったこと自体は「困った」と言うのですが、そのいきさつ自体はお話しにならない、つまり、人間関係の中でどうしてもそういうお話ができないと聞きます。そのような中で、こういう宗教関係のトラブルに巻き込まれている方は他のマルチ商法とかの被害にも巻き込まれているというお話をお伺いしました。

その関係で、もう一つ、考えていかなければいけないことは、ここは靈感商法のみならず「靈感商法等の悪質商法への対策」を考える委員会であるということで、先ほど菅野委員からもお話がありましたけれども、もう少し広い視野で法改正といったものも考えていく必要があるだろうと思います。とりわけ、先ほど申し上げたように、実際に自分の目的

を秘匿する、あるいは、場合によっては名前を秘匿する形で、そういった勧誘をした上で、人間関係を醸成して、契約に結び付けていく。この辺りのことは、消費者委員会に現在設置されておりますデジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ、第5回のワーキング・グループで山田茂樹司法書士がお話しされたところでもありますけれども、そういったことは非常に大事なことでないかと思っております。あるいは、永代供養料とかも、それに伴って消費者問題としても大変大きなトラブルが増えておりますので、そういったことについても、できれば少しウイングを広げて議論ができればと考えております。

少し長くなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○河上座長 どうもありがとうございました。

続きまして、山田昭典委員、お願いいたします。

○山田委員 国民生活センターの山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私がセンターの理事長に就任いたしましたのは令和2年10月でございますので、2年弱が経ったところでございます。

この際、国民生活センター全体につきまして、少し御説明させていただきたいと思えます。

国民生活センターは、1970年に発足して以来、50年少し経ったところでございまして、その間、消費者の問題、暮らしの問題に取り組む中核的な実施機関として国民生活の安定と向上に取り組んでまいりました。相談の範疇で申しますと、最近の消費者トラブルでは、例えば、インターネット通販やSNSを入り口にしたネットを経由したトラブルが多くなっています。また、新型コロナウイルスあるいは自然災害に伴う消費者トラブルも増えてきているところでございます。消費者トラブルは、その時々消費生活、国民の方々の生活を反映して発生するものでございますので、国民生活センターでは、先ほどの田浦委員のような全国の消費者センターにおける消費生活相談をバックアップするとともに、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、消費生活相談の傾向や商品テストの結果などを踏まえて、消費者の方々に注意喚起や情報提供を行ってきております。

今回の検討会のテーマでもあります靈感商法等の悪質商法への対策につきましては、当センターでも靈感商法を含む開運商法に関する相談内容をベースとした注意喚起を公表してまいりました。後ほど、その内容については、御説明させていただきます。

私個人的には、現状で消費生活相談として対応できることには限界や困難があるのではないかと感じておりますけれども、当センターのこれまでの経験をこの検討会の場で御披露することによって議論に貢献できたらと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○河上座長 ありがとうございました。

最後になりましたけれども、芳野直子委員、お願いいたします。

○芳野委員 日本弁護士連合会副会長の芳野と申します。

日弁連内には、消費者問題対策委員会という委員会が設置されておまして、私がその

担当副会長を務めております。消費者問題に対して、様々な観点で意見を出しております。

当連合会は、1987年7月に「靈感商法被害実態とその対策について」と題する意見書、翌1988年3月に「靈感商法被害実態とその対策について（その二）」と題する意見書を公表しました。これらの意見書では、靈感商法に関わる販売業者が不安心理を巧みに利用して高額な商品売りつけていること、全国的に同一の手口によって深刻な被害が多数発生していることなどの報告を行っております。さらに、1999年3月に「反社会的な宗教活動にかかわる消費者被害等の救済の指針」と題する意見書を発表し、宗教団体等による消費者被害を抑制すべく、相談事例や裁判事例の紹介をするとともに、宗教的活動に関わる人権侵害についての判断基準を解説いたしました。

しかしながら、今なお不安心理を巧みに利用した靈感商法や過大な献金要求等の宗教的活動に関わる被害がなくなっておらず、信者の子供や家族の深刻な問題が存在していることは、大変残念なことだと思っています。

現在、日弁連では、政府の相談集中強化月間に足並みをそろえて、専用フリーダイヤルを設置するなど、そのための相談体制を整えるべく、準備をしているところでございます。この問題で悩んでいる方たちの法律的なサポートができるように、日弁連としても頑張っていきたいと思っていますところでございます。

今回の検討会につきましては、靈感商法問題は、日弁連でも1987年から意見書を出しておりますので、長年警告されていたにもかかわらず、なぜ続いてきてしまっているのか、どのような対応がなされてきたのか、若しくはなされなかったのかということを中心に分析し、今後に向けて、被害の救済、予防のために何が必要なのかということも検証していきたいと思って、参加させていただきました。

靈感商法といっても、どんどん内容は多様化しているというところがこの問題の特色だと思います。1987年に日弁連が意見書を出した当時は、壺や印鑑といったものを高額で売りつける形が多かったのですが、今はそれがだんだん祈禱料やお布施という形で寄進させる形態に変わってきている。また、訪問販売という形で売られていたものが、今はインターネットやSNSを通じての勧誘も増えていく。そういう意味でいうと、従来型の消費者被害という観点だけではなかなか救済できない、狭い消費者被害という括りに安住しては消費者被害として彼らを救うことができない状態になっているのだと思います。その辺のところをちゃんと分析した上で、どうやったら本当に救済ができるのかという観点をこの検討会で意見交換できたらいいなと思っています。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

以上、皆様からさわりの御意見を頂きました。この後、資料4、資料6、資料7について消費者庁から、資料5について国民生活センターから、それぞれ簡潔に説明をお願いいたします。

○尾原課長 資料4でございます。

1 ページ目を御覧ください。地方公共団体において設置された消費生活センターにおいては、消費生活に関する様々な相談や苦情を受け付け、専門の資格を持った相談員さんが、相談内容を聞き取って解決するための助言を行うほか、トラブルの相手である事業者とのあっせん等を行っております。

続いて、2 ページ目でございます。この自治体に設置された身近な消費生活窓口につきましては、消費者ホットライン、全国共通の電話番号「188」に電話をしていただければ、案内を受けることができます。

続いて、3 ページ目でございます。靈感商法に関する対応につきまして、消費生活相談の状況です。いわゆる靈感商法、開運商法に関する消費生活相談は、例年、1,200～1,500件程度で推移しております。これまでの対応ですが、被害の未然防止として、消費者庁、国民生活センターから注意喚起等を継続的に実施する、また、被害の救済につきましては、消費生活センターにおいて、相談の解決に向けた助言を行うとともに、相談者が恐怖を感じる場合には警察、返金を求める場合には法律相談等を紹介しているところでございます。

続いて、4 ページ目でございます。もう少し遡って、10年間ぐらいの消費生活相談、いわゆる靈感商法に対する相談の推移を見ますと、2012年度には3,267件がありましたけれども、ここ数年間は1,200～1,500件で推移しております。

続いて、5 ページ目でございます。消費生活相談に関する相談情報の分析でございます。男女別で見ますと、女性の方でも高齢者の方からの相談が多くございます。また、主な商品・役務等、右側のところでございますけれども、2021年度、一番下の欄を御覧いただきますと、一番多いものが、占い・祈禱サービスのインターネット通信販売等、占いサイト等が入っております。これが54.4%。2 番目に、占い・祈禱サービスのうちのその他訪問販売等が該当いたします。3 番目が財布等という順番になっております。

続いて、6 ページ目でございます。靈感商法（開運商法）に関する契約金額・既支払金額でございます。契約金額を見ますと、平均値では約113万円、また、中央値と言いまして、データを小さい順に並べてちょうど真ん中に来る金額につきましては、約21万円となっております。

続いて、7 ページ目でございます。相談の事例でございます。5 つほど事例を紹介させていただきます。1 つ目は、知り合いの占い師に姓名判断をしてもらったら、占い師から、字画がよくない、毎日先祖供養をし、印鑑を押しながら心の中で願うようにと言われて、印鑑を30万円で購入した、毎月支払うことで幸せになると言われたけれども、支払いをやめたいという相談があったと。それにつきましては、クーリング・オフ制度や、解決に向けて消費生活センターがあっせんに入ることができることを説明したとなっております。2 番目、ネットの広告で見た無料占いから始めて、鑑定士からメッセージが届く有料の占いサイトを利用するようになった、どんどん料金が高額になって心配なのでやめたいという御相談も寄せられております。これにつきましては、支払金額のうち一部の金額で和解することとなっております。3 つ目です。一人暮らしの母の下に宗教の信者が押し寄せて

きて判を押させられて入会させられた、数珠等を購入したということにつきましては、消費生活センターからの助言として、内容証明書付きで契約解除の通知を出し、商品を返送すること、自宅に勝手に上がり込まれたときは警察を呼ぶよう助言をしております。

4つ目、知り合いの女性に、あなたの病気が心配、病気が治ると言われて、連れて行かれた先で入会金を求められて1万円を払った、パンフレットには意味が分からないことが書いてあるので、脱会して入会金の返金を求めたいというものについては、助言としまして、消費者にとっては不本意なので、退会と入会金の返還の意思表示を勧誘者に電話で行うよう助言をしております。

最後、5番目です。母親が複数の預金口座を一つにまとめていたが、残金がほとんどなくなっていた、母親は宗教を信じており、献金したのだと思う、今までに献金したお金を取り戻したいということにつきまして、消費生活センターからのアドバイスとして、まずは御本人の気持ちをよく聞くように伝えた上で、弁護士の無料電話相談を案内したという対応を取っております。

その他、資料6で消費者契約法のリーフレット、資料7で特定商取引法の概要をお配りさせていただいておりますので、御参照いただければと思います。

先に、消費者庁からの説明は以上でございます。

○山田委員 国民生活センターの山田でございます。

私からは、資料5、枝番で5-1、5-2、5-3とございますが、これについて簡単に御説明させていただきます。

国民生活センターでは、先ほど申しましたように、相談状況などを踏まえて、注意が必要な取引、消費者トラブルに関して、その時々状況に応じて消費者に対する注意喚起などを行ってきております。その注意喚起におきましては、通常、近年の相談状況の概観、直近の相談事例、相談から見られるトラブルの問題点や特徴をお示しするとともに、消費者へのアドバイスを記載しています。併せて、情報提供を行いました関係省庁や関連業界団体などを記載しております。

いわゆる靈感商法を含みます開運商法に関する直近の注意喚起の事例としましては、今映っております資料5-1、令和2年11月に行ったものがございます。このうち、統計的な数字につきましては、先ほど消費者庁から御説明いただいたものと重複するところがありますので割愛させていただきますが、先ほど田浦委員からもお話がありましたように、占い等サービスが近年は増えていて、その過半が占いサイトを通じたものとなっております。

この資料の書き方としまして、次のページでございますが、ここに相談事例を記しております。例えば、相談事例2を御覧いただきますと、鑑定で「徳」を授けてもらえると言われたが、無料期間を過ぎてしまっても続けていたので高額のお金を払うことになってしまったというものを記載しています。この無料鑑定という入り口から始まりまして、その中で健康や人間関係や金運の「徳」を授けるといったことを言われ、ただ、なかなか全部

がそろわないという中で、繰り返し接触しているうちに無料期間が過ぎて高額な金銭の支払いが最終的には求められる、その間、やり取りを中止しようとしても、相手方から続けないと駄目だということを言われてしまったという事例でございます。このように具体的な相談がありました事例を相談事例として掲げています。

次の３ページ以降でございますけれども、こうした相談事例を踏まえまして、こうした取引に関する問題点を掲げています。３ページ、４ページと続きますが、無料だったはずが有料になってしまったとか、次のページの（３）のところですが、延々と送信させられて支払いが続く、（４）にありますように、占い師や鑑定士から引き止められてなかなかやめられないといったことを問題として掲げています。

次の５ページでございます。消費者へのアドバイスですが、個人情報の開示には気をつけましょう、占い師や鑑定士を名乗る人からメッセージが送られてきても安易には返信しないようにしましょう、相手方の言葉をうのみにしてやり取りを継続していると大変なことになりますということをお示しした上で、最後の６ページにございますが、トラブルに遭ったと感じた場合には消費生活センターに相談しましょうと、この件に関しては３者でございますけれども、４．情報提供先を掲げています。こうした形で情報提供・注意喚起を行っております。

資料５－２、資料５－３は、長くなりますので、ごく簡単に申し上げますが、令和２年のそれ以前に注意喚起を行ったものでございます。どちらも、開運グッズや祈禱に関して、それを勧める業者に関する注意喚起を行ったものでございます。これらの資料の中では、クーリングオフへの対応や書面交付などの件に関して、特定商取引法上の問題点に触れつつ、注意喚起を行っております。なお、このうち、資料５－２につきましては、この会の委員でもいらっしゃる西田先生からいただいた関連するコメントも紹介しております。

私からは、以上です。

○河上座長 それでは、ただいまの御説明に対して、何か、御意見、御質問がございましたら、順番にお願いいたします。自由に手を挙げていただいて、ミュートを解除していただければよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

紀藤委員、どうぞ。

○紀藤委員 資料を共有してもらえると、助かるのですが。

これは、私の「マインド・コントロール」という本の末尾に相談先一覧を入れているものなのですが、この種の問題は、これまでなかなか消費生活センターや国民生活センターでやっていただくことがなかなか難しい領域だったので、いわゆる民間の相談窓口が多く消費者問題の窓口よりも充実していると思うのです。あるいは、種類が多いと思うのです。全国霊感商法対策弁護士連絡会、私が入っている団体が一番右側に載っていると思うのですが、そのほかにも、先ほど西田さんが言われた日本脱カルト協会は西田さんが代表理事をやっている団体なのですね。真ん中辺りを見てもらったら分かると思うのですが、仏教界でも仏教情報センターが仏教テレフォン相談というものを

やっているんですよ。新宗連、新日本宗教団体連合会は、日本の新宗教が加わっている団体なのですが、そこでも宗教もしもし相談室というものをやっていて、宗教被害のことも含めていろいろなトラブルの相談に応じているんですね。家族会の相談窓口で相談したということが今日も報道されていますけれども、それは全国統一教会被害者家族の会という団体で、その電話相談の窓口もこういう形で載っている。一番左側に、日本のカルト的な宗教団体の問題では統一教会の問題が一番被害相談が多いので、その関係で、キリスト教会のほとんど全部、カトリック、プロテスタントの一番大きな団体である日本基督教団、イギリス国教会、つまり、日本聖公会も、こういう形で窓口を置いていまして、そのほかに、左側にあるように、在日大韓基督教会というところも相談窓口を置いていて、いろいろなところがこうやって相談に関わっているんですね。その中で、いろいろと個別に集計があるのですよ。場合によっては、被害相談はどういうものがあるのかといったときには、消費生活センター、国民生活センター、あるいは、消費者庁に来る相談だけでは全部を拾い切れないと私は思いますので、こういった相談窓口でどういふ相談が来るのかということは一度調査が必要かと思っていますことが1つです。

もう一つは、9月から相談窓口を設置するということなのですが、ほかの国、例えば、フランスとかだと、そうはいってもこういった団体の相談には専門性があるので、委託事業として相談窓口を民間委託するということが結構やられているんですね。フランスでは特に顕著で、もともとは市民グループだったのですが、今はUNADFIというフランス全体の相談をするような大きな団体になって、委託事業の中で相談窓口を広げているんですね。国の形の問題もあるのですが、相談窓口を国だけで置くことが本当に正しいのかどうか、民間に委託することも必要ではないかということが2つ目です。

3つ目は、カルト的な宗教団体のことを理解しないと難しいのですが、こういう窓口自体が、カルト側から見ると「サタン」、悪魔側の窓口と言われることが多いのですよ。つまり、国側の窓口や我々弁護団の連絡会の窓口や家族会の窓口は、カルト側から見ると、いわゆる「サタン」側の窓口と。信者としてやめるかやめないかと悩んでいる人、あるいは、信者なのだけれども本当は相談したいなというときに、カルトから見ると「サタン」側の窓口はそもそも相談しにくいのですよ。中立的な相談窓口としての在り方がないと、結局、相談してくれないのではないかと思いますのですよね。その中で、例えば、いのちの電話とかは結構重要なのですよね。なぜかという、いのちの電話は、いわゆる宗教に関わらない一般的なことをやっていて、宗教中立性があるので、逆に言うと、相談しやすいのですよ。私は複線でいろいろな相談窓口があっていいと思うのですが、いわゆるカルト、セクト側から見たときに、見え方が中立的な窓口もとても大事なので、そういう窓口の設置方法とかも含めて、より検討していただきたいと思っています。相談窓口が日本でどういふ形になっているのか、オーソドックスな窓口、つまり、今機能している窓口で実際に運用している窓口を記載しておりますので、参考にいただければと思います。

○河上座長 どうもありがとうございました。

菅野委員、お願いします。

○菅野委員 ありがとうございます。

時間もあるので、1点にまずは絞りたいのですけれども、大臣が冒頭におっしゃっていたことです。要するに、売り買いという形式を「プレゼント＋献金」と置き換えることによって改正消契法による取消しを免れているのではないかという問題は大きな論点の一つだと思うので、これを検討するに当たって、消費者庁あるいは民法等の専門家の先生にも御意見等をお伺いしたいと思っています。まず、2018年改正以降、結局、この靈感商法の取消権は行使されているのか、その行使によってどれぐらい物事が解決されているのかということ进行分析の必要があると思っています。先ほどの説明資料の中では、例えば、相談件数などは、2018年から、2019年、2020年と下がっているけれども、2021年はまた上がったようにして、必ずしもその取消権が入ったことがそのまま相談件数の低下につながるとは限らないわけなのですけれども、本当にどの程度効果が上がっているのかいないのかということを知りたいので、3点、お伺いさせてください。

まず、1点目ですけれども、これはよく論点になることで、「プレゼント＋献金」の置き換えのパターンについて、消費者契約法における契約と捉え得るのかどうか、捉え得るとしたらどういう場合に捉えるのかということ、消費者庁として考えていらっしゃるのか、あるいは、民法の先生方がどのように考えていらっしゃるのかということ、今日でも、後でも、教えていただいて議論できたらということが1点です。

もう一点なのですけれども、実際に売り買いのパターンで取消権が使われた事例がどれぐらいあるのか、売り買いではなくて「プレゼント＋献金」の置き換えパターンで実際に取消権行使にトライをされた事例や実際にそれが認められた事例があるのかなのか、そこら辺の事実関係を知りたいと思っています。

3点目なのですけれども、今日、特商法の資料もありました。仮に契約と捉えることが難しいパターンの場合、商取引と捉えることによって特商法の新類型として設置し得るのかどうか、それを考えたときの法律上の論点とかはどのようなものがあり得るのかということ、今、かなう限りでもし共有できたらありがたいと思いました。

○河上座長 直ちに議論に入っていくことはなかなか難しいので、今日意見をお伺いしたということにして、ほかに、今日の資料等々からの御意見でこれだけは最初に言っておきたいと思われる方がもしありましたら、お願いいたします。いかがですか。

宮下委員、どうぞ。

○宮下座長代理 宮下でございます。

資料を共有していただけますでしょうか。資料4の5ページでございます。ここを見ていただくと分かりますように、前のページで件数自体では確かに最近の相談件数は減っているのですけれども、契約当事者を御覧いただくと、70歳以上、無職の方が非常にこういう問題に巻き込まれていると同時に、既払金額や契約金額を見ていただきますと、大変大きな金額になっている、無職あるいは高齢者であることを考えると、これは非常に大きな

金額になっているということを、私たちはまずは認識しないといけないと思うのですね。これは靈感商法と開運商法に関するもので、先ほど菅野委員からもありました献金とかということとは直接つながらないかもしれませんが、この辺りを、単に件数だけの問題ではなく、金額あるいは契約当事者の属性という点から、もう少し掘り下げて考えていく必要があるだろうと思います。決して高齢者だけの問題だということでもありません。もちろん若い方でもそうです。そういった方にどういった被害があるのか、特徴をきちんと捉えた上で見ていく必要があるということだけ、一言、申し上げます。

以上でございます。

○河上座長 どうもありがとうございました。

事例の分析もある程度やっていかないといけないということになります。先ほど菅野委員から御指摘のあったように、「プレゼント＋献金」という形式になっているもの、それ以外のタイプのもの等いろいろあるのだろうと思いますけれども、実態をもう少し掘り下げて分析しないといけないということだろうと思います。

ほかに何かございましたら、お願いいたします。

田浦委員、どうぞ。

○田浦委員 消費生活センターでの現在の対応ですけれども、先ほど申し上げたように、御相談が入りますと、助言、情報提供、必要に応じてあっせん交渉をしております、相手方が宗教法人であっても、宗教に関連しての商品や役務の取引をした場合、消費生活相談としてまずは受け付けています。その取引に不当な勧誘等があれば、必要に応じてあっせんをしているところでございまして、商品や役務の取引があるかどうかということがポイントでございます。

現状をお知らせさせていただきました。

○河上座長 ありがとうございます。

そのほかには、いかがでしょうか。

芳野先生、どうぞ。

○芳野委員 御説明いただいた被害類型、先ほど宮下先生が御指摘された資料4の5ページを見ますと、ほかのところもそうなのですが、基本的には、被害類型として、高齢者の訪問販売、インターネット通販の被害がとても多い、2つの類型が際立っているなと感じます。

そういう意味でいいますと、特定商取引法の適用が考えられる場面ですけれども、特定商取引法が救済をきちんとできているのか。先日、実際に日弁連でも特定商取引法に対して意見書を出しました。インターネット通販などは今のデジタルインターネット通販にちゃんと対応した法律となっていないのではないか、今の通販の基本はインターネット経由だということを考えると、そこに合わせて変えていく必要があるのではないかという意見書を出したところなのですが、そういう意味でいうと、正に靈感商法も法律と現実とのそごがあるのではないかということを感じました。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

かなりいろいろと宿題も出てしまっているのですが、消費者庁では何かお話しできることはありますか。

○尾原課長 河上座長、ありがとうございます。

今日先生方からいただいた話は、いわゆる法的なところの理論の整理と実務のお話もあったかと思います。この辺りにつきましては、我々事務方として引き取らせていただきまして、次回、次々回の辺りで、できるものから御報告をさせていただければと思っております。

○河上座長 どうもありがとうございます。

宮下委員もそうなのですが、民法をやっている我々の立場からしても、献金やこういうものは公正に決定をすることが難しいところがあるのですね。例えば、普通の贈与に当たるのか。例えば、神社へ行ってお守り袋を買うと、お守り袋などは本当に10円かそこらの原価ですが、実際には300円、これが特別不当な販売になっているかということ、必ずしもそうではない。どこかで切り分けないといけないということになって、献金の持っている不当性をはっきり示していくという切り分けの指標になるものをできるだけ客観的な形で提供することが求められているのだろーと思ひます。

宮下先生、何かいいお知恵があるのではないかと思ひますが、いかがですか。

○宮下座長代理 今、河上座長からも御指摘がありましたように、大変難しい問題もございまして、一般の伝統的な宗教でも、当然、お布施といったものや、先ほど神社の例もありましたが、お賽銭といったものがあるわけですが、ただ、私個人の意見になりますけれども、そういったものはあくまで本人の自発的な意思決定の下でなされている。この間、議論されている中で、靈感商法についても本人の意思だからいいではないかという意見もあるのですが、必ずしもそうではない。契約にしても何にしても、消費者契約にも共通しますが、そういったものを支える自由な意思決定ができるためには、そういった環境を整備しなければいけないということなのですね。ところが、この靈感商法も含めて何が問題かということ、そういったきちんとした目的も告げられず不安などをあおり立てられる、あるいは、そういった人間関係の中でいつの間にか巻き込まれていくという中で、自らが自由に意思決定ができなくなっている、私はここが一番問題だと思ひます。こういった環境整備をどう整えていくのか。そういう環境がないものは、一般の契約と一緒に扱ってはいけないだろーと思ひます。

今、他の委員の御質問へのお答えにはなっていないかと思ひますが、私自身はそうに考へておひます。ただ、恐らくこの辺はもう少し突き詰めて考へなければいけないだろーと思ひますので、河上座長にもお知恵をお借りしながらということになると思ひ

いますけれども、もう少し整理していかなければいけないと思っております。

差し当たり、以上でございます。雑駁で申し訳ございません。

○河上座長 どうもありがとうございました。

またいろいろと悩みながら一緒に考えていきたいと思います。

ほかの委員の先生方、この際、言っておきたいということはございますでしょうか。

西田先生、お願いします。

○西田委員 ちょっとだけなのですけれども、靈感商法の被害者は誰なのかというところ
です。先ほどにも出てきているように、自分の自由意志で支払ったのだからいいのではない
かということと、一般的に考えられそうだけれども、家族が迷惑をしている場合が非常
に多い。例えば、本人よりも周りのほうが被害相談も多いはずなのですね。そうすると、
私たちは誰を当事者として捉えていくのか、今までの法律でそれができるのかというこ
ろが気になるところなので、是非その辺も検討していただきたいと思っています。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございます。

大体終わりの時間が近づいておりますけれども、最後に、何か御発言があれば、ぜひお
願いいたします。

紀藤委員、どうぞ。

○紀藤委員 誰もいないなら、僕、発言します。

民法の先生には本当に検討してもらいたいののですけれども、民法から来ると、これは贈
与か契約かという単純な議論になると思うのですよ。双方行為なのか、単独行為なのかと。
ところが、宗教界の発想は全然別のところにあるのですよね。つまり、お賽銭とは捨てた
ものだとするのですよね。お賽銭は、寄附ではなくて、そこに落としたものだ、宗教界は
それを無主物先占するのだという議論なのですよ。一般の民法の学者の先生と宗教界の意
識の乖離はとても大きいと思うのですね。献金やお布施も、基本的にはそういう構造なの
です。つまり、献金もお布施も、落としたもの、渡されて、そこに置いたものだ、その置
いたものを頂くことが宗教のお布施であり献金だという発想。宗教法の先生の中には、そ
ういう発想の先生も結構いらっしゃるのですね。名誉棄損とか、プライバシー侵害とか、
比較的表現の自由に関しての制限は多くの国民が共有しているではないですか。ところが、
信教の自由の限界はどこにあるのかとなると、学者も含めて多分ほとんどの方が思考停止
すると思うのですね。本当に苦言になるのですけれども、それは学者の先生の責任でもあ
ると私は思っているのですよ。なぜかという、結局、信教の自由を専門にする学者の先
生が信教の自由の限界論をきちんと紙に書いて論文化してくだされば、私たちはそれを共
有してその範囲で信教の自由を考えればいいのですけれども、限界論がきちんと定まって
いない中で思考停止してしまって、信教の自由にだって絶対に限界があるはずなのだけれ
ども、どういう限界があるかは分かりにくいではないですか。同じく、お布施や献金も落
としたものを拾ったものだという無主物先占論というものが、宗教界に、はびこるという

言い方は悪いですが、比較的多数の意見としてある。

我々が最初に献金の裁判で違法を問うときも、そこから始まっているんですよ。日本で初めて靈感商法の違法性が認められた事件は、1993年に福岡地裁で判決が出たのです。靈感商法の最初の事件は、物品の事件ではないのですよ。献金被害の事件なのですね。献金は、自由意思でやるように見えているものだから、普通は違法にならないのですよ。ところが、裁判所はそれを違法としたのですね。お賽銭とか、献金とか、お布施とか、神道では御玉串という言い方もしますが、言葉の問題ではなくて、そういうものが本当にどういう契約構造になっているのか、民法の先生にきちんと何らかの指針を示していただかないと、多数説・少数説という議論がある中では、なかなか話が進まないというものもあるので、次回以降、宮下先生と河上さんには申し訳ないのですけれども、一定程度は先を見通して法律論は議論したほうがいいのかなという感じがしています。寄附行為ということになれば、寄附は何らかの目的でするわけだから、公開性とか、その寄附をどういう形で使ったのかという議論にもつながりやすいのですけれども、無主物先占論だと、そういう議論にはつながらないのです。そういうことも含めて、次回以降、御検討いただければと思っています。

○河上座長 どうもありがとうございました。

いっぱい宿題が出てきたので、宮下さん、頑張りましょうね。

そろそろこれで時間ということにして、今日は閉じたいと思います。

次回の日程は近日中になろうかと思いますが、大臣からもお話がありましたけれども、今のこの御時世ですから、スピード感を持ってやっていきたいということになります。事務局で日程を調整して、速やかに会議を続けていきたいと思っています。

今回の議事録ですけれども、できるだけ速やかに公表することにしたいと思います。

本日頂戴した御意見、御要望では、消費者庁にここのところをもうちょっと調査したほうがという話もございましたので、この辺も引き取って事務局に検討させたいと思います。

今日は、本当にありがとうございました。